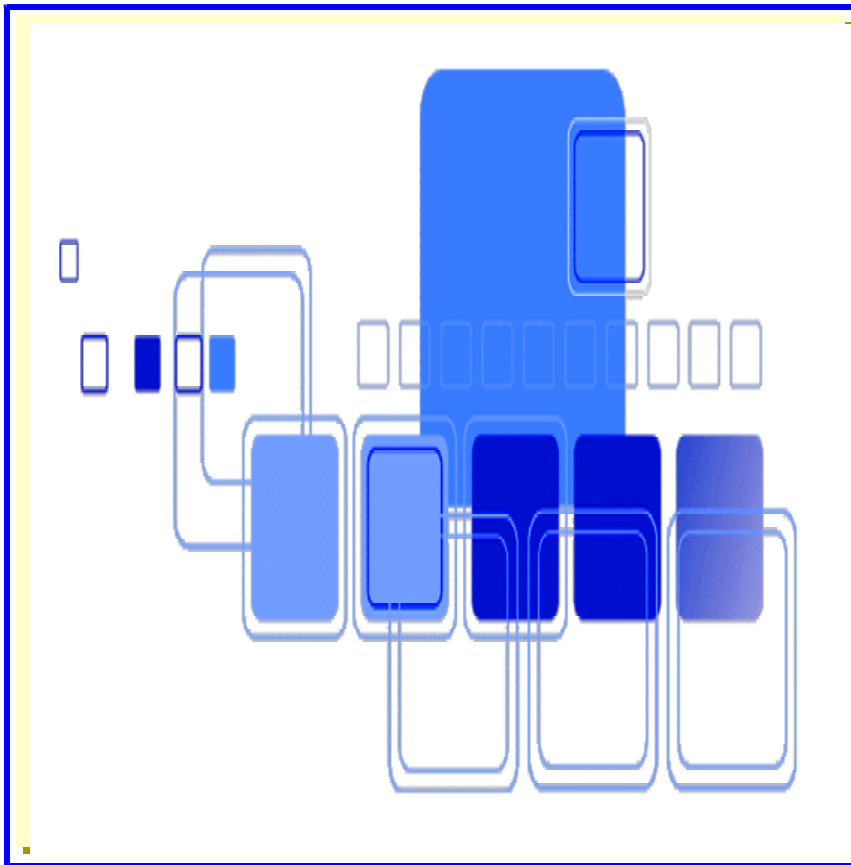


第VI章 資料編



1 LD, ADHD, 高機能自閉症の定義・特徴, 二次的障害の起因

1 LD (学習障害)

(1) 定義 (「学習障害児に対する指導について (報告)」平成11年7月)

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。

学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

(2) LDに見られる学習上の困難例

- ・ 聞こえていても、言葉の意味を理解することが困難である。
- ・ 自分の言いたいことを表現することが苦手である。
- ・ 文中の語句や行を抜かしたり、繰り返し読んだりする。
- ・ 形の整った文字を書くのが苦手であったり、鏡文字になったりする。
- ・ 単語は正しく書けるが、文章の表記では混乱する。
- ・ 繰り上がりや繰り下がり計算でつまづきやすい。
- ・ 計算はできるが、図形や文章題では混乱する。

2 ADHD (注意欠陥多動性障害)

(1) 定義 (「今後の特別支援教育の在り方について (最終報告)」平成15年3月)

ADHDとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

(2) ADHDに見られる行動上の困難例

- ・ 忘れ物が多かったり、物をよくなくしたりする。
- ・ ものごとをパッと見て判断してしまう。結果を考えず行動してしまう。
- ・ 目的なく教室を歩き回る。そわそわしたりして休みなく動いている。
- ・ おしゃべりを我慢できず、絶え間なく大声で早口で話す。
- ・ 会話がたびたび横道にそれる。思考が乱れやすい。
- ・ 興味のあるものにはすぐに触ったり、手に取らずにはいられない。
- ・ 質問が終わる前に出しに抜けて答えてしまう。

3 高機能自閉症

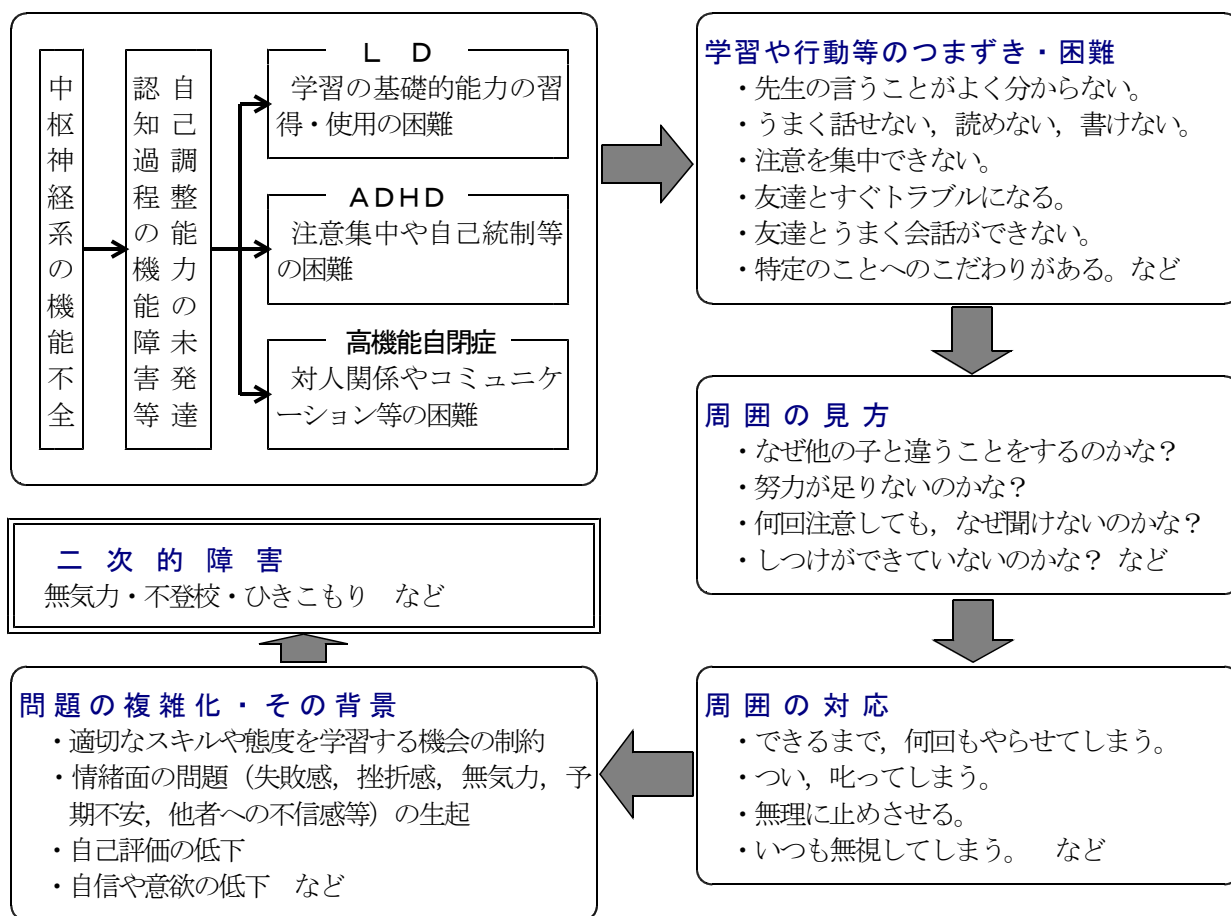
(1) 定義（「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」平成15年3月）

高機能自閉症とは、3歳くらいまでに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。
また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

(2) 高機能自閉症に見られる行動上の困難例

- ・ 友達と仲良くしたい気持ちはあるが、友達関係をうまく築けない。
- ・ 周りの人が困惑するようなことも、配慮しないで言うてしまう。
- ・ 会話の仕方が形式的であり、抑揚なく話したり、間合いがとれなかったりする。
- ・ 含みのある言葉の意味が分からず、表面的にその言葉どおりに受け取る。
- ・ 他の子どもは興味がないようなことに強い興味があり、「自分だけの知識世界」をもつ。
- ・ ある行動に強くこだわることによって、簡単な日常の活動ができなくなることがある。

4 発達障害のある幼児児童生徒に引き起こされやすい二次的障害のメカニズム



2 文部科学省初等中等教育局長通知「特別支援教育の推進について」

19文科初第125号
平成19年4月1日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長 殿
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長
銭谷眞美

特別支援教育の推進について（通知）

文部科学省では、障害のある全ての幼児児童生徒の教育の一層の充実を図るため、学校における特別支援教育を推進しています。

本通知は、本日付けをもって、特別支援教育が法的に位置付けられた改正学校教育法が施行されるに当たり、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「各学校」という。）において行う特別支援教育について、下記により基本的な考え方、留意事項等をまとめて示すものです。

都道府県・指定都市教育委員会にあっては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては、所轄の学校及び学校法人に対して、国立大学法人にあっては、附属学校に対して、この通知の内容について周知を図るとともに、各学校において特別支援教育の一層の推進がなされるようにご指導願います。

なお、本通知については、連携先の諸部局・機関への周知にもご配慮願います。

記

1 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

2 校長の責務

校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、

次に述べる体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。

3 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

特別支援教育を実施するため、各学校において次の体制の整備及び取組を行う必要がある。

(1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置すること。

委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者などで構成すること。

なお、特別支援学校においては、他の学校の支援も含めた組織的な対応が可能な体制づくりを進めること。

(2) 実態把握

各学校においては、在籍する幼児児童生徒の実態の把握に努め、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態を確かめること。

さらに、特別な支援が必要と考えられる幼児児童生徒については、特別支援教育コーディネーター等と検討を行った上で、保護者の理解を得ることができるよう慎重に説明を行い、学校や家庭に必要な支援や配慮について、保護者と連携して検討を進めること。その際、実態によっては、医療的な対応が有効な場合もあるので、保護者と十分話し合うこと。

特に幼稚園、小学校においては、発達障害等の障害は早期発見・早期支援が重要であることに留意し、実態把握や必要な支援を着実に行うこと。

(3) 特別支援教育コーディネーターの指名

各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うこと。

また、校長は、特別支援教育コーディネーターが、学校において組織的に機能するよう努めること。

(4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用

特別支援学校においては、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の教育支援計画」を策定するなど、関係機関と連携を図った効果的な支援を進めること。

(5) 「個別の指導計画」の作成

特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対

応した教育を一層進めるため、「個別の指導計画」を活用した一層の指導の充実を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の指導計画」を作成するなど、一人一人に応じた教育を進めること。

(6) 教員の専門性の向上

特別支援教育の推進のためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠である。したがって、各学校は、校内での研修を実施したり、教員を校外での研修に参加させたりすることにより専門性の向上に努めること。

また、教員は、一定の研修を修了した後でも、より専門性の高い研修を受講したり、自ら最新の情報を収集したりするなどして、継続的に専門性の向上に努めること。

さらに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が実施する各種指導者養成研修についても、活用されたいこと。

なお、教育委員会等が主催する研修等の実施に当たっては、国・私立学校関係者や保育所関係者も受講できるようにすることが望ましいこと。

4 特別支援学校における取組

(1) 特別支援教育のさらなる推進

特別支援学校制度は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を実施するためのものであり、その趣旨からも、特別支援学校は、これまでの盲学校・聾学校・養護学校における特別支援教育の取組をさらに推進しつつ、様々な障害種に対応することができる体制づくりや、学校間の連携などを一層進めていくことが重要であること。

(2) 地域における特別支援教育のセンター的機能

特別支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ること。

特に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の要請に応じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒のための個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定などへの援助を含め、その支援に努めること。

また、これらの機関のみならず、保育所をはじめとする保育施設などの他の機関等に対しても、同様に助言又は援助に努めることとされたいこと。

特別支援学校において指名された特別支援教育コーディネーターは、関係機関や保護者、地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び他の特別支援学校並びに保育所等との連絡調整を行うこと。

(3) 特別支援学校教員の専門性の向上

上記のように、特別支援学校は、在籍している幼児児童生徒のみならず、小・中学校等の通常学級に在籍している発達障害を含む障害のある児童生徒等の相談などを受ける可能性も広がると考えられるため、地域における特別支援教育の中核として、様々な障害種についてのより専門的な助言などが期待されていることに留意し、特別支援学校教員の専門性のさらなる向上を図ること。

そのためにも、特別支援学校は、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善、研修の充実に努めること。

さらに、特別支援学校教員は、幼児児童生徒の障害の重複化等に鑑み、複数の特別支援教育領域にわたって免許状を取得することが望ましいこと。

5 教育委員会等における支援

各学校の設置者である教育委員会，国立大学法人及び学校法人等においては，障害のある幼児児童生徒の状況や学校の実態等を踏まえ，特別支援教育を推進するための基本的な計画を定めるなどして，各学校における支援体制や学校施設設備の整備充実等に努めること。

また，学校関係者，保護者，市民等に対し，特別支援教育に関する正しい理解が広まるよう努めること。

特に，教育委員会においては，各学校の支援体制の整備を促進するため，指導主事等の専門性の向上に努めるとともに，教育，医療，保健，福祉，労働等の関係部局，大学，保護者，NPO等の関係者からなる連携協議会を設置するなど，地域の協力体制の構築を推進すること。

また，教育委員会においては，障害の有無の判断や望ましい教育的対応について専門的な意見等を各学校に提示する，教育委員会の職員，教員，心理学の専門家，医師等から構成される「専門家チーム」の設置や，各学校を巡回して教員等に指導内容や方法に関する指導や助言を行う巡回相談の実施（障害のある幼児児童生徒について個別の指導計画及び個別の教育支援計画に関する助言を含む。）についても，可能な限り行うこと。なお，このことについては，保育所や国・私立幼稚園の求めに応じてこれらが利用できるよう配慮すること。

さらに，特別支援学校の設置者においては，特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善に努めること。

6 保護者からの相談への対応や早期からの連携

各学校及び全ての教員は，保護者からの障害に関する相談などに真摯に対応し，その意見や事情を十分に聴いた上で，当該幼児児童生徒への対応を行うこと。

その際，プライバシーに配慮しつつ，必要に応じて校長や特別支援教育コーディネーター等と連携し，組織的な対応を行うこと。

また，本日施行される「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年政令第55号）」において，障害のある児童の就学先の決定に際して保護者の意見聴取を義務付けたこと（学校教育法施行令第18条の2）に鑑み，小学校及び特別支援学校において障害のある児童が入学する際には，早期に保護者と連携し，日常生活の状況や留意事項等を聴取し，当該児童の教育的ニーズの把握に努め，適切に対応すること。

7 教育活動等を行う際の留意事項等

(1) 障害種別と指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒への支援に当たっては，障害種別の判断も重要であるが，当該幼児児童生徒が示す困難に，より重点を置いた対応を心がけること。

また，医師等による障害の診断がなされている場合でも，教師はその障害の特徴や対応を固定的にとらえることのないよう注意するとともに，その幼児児童生徒のニーズに合わせた指導や支援を検討すること。

(2) 学習上・生活上の配慮及び試験などの評価上の配慮

各学校は，障害のある幼児児童生徒が，円滑に学習や学校生活を行うことができるよう，必要な配慮を行うこと。

また、入学試験やその他試験などの評価を実施する際にも、別室実施、出題方法の工夫、時間の延長、人的な補助など可能な限り配慮を行うこと。

(3) 生徒指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒は、その障害の特性による学習上・生活上の困難を有しているため、周囲の理解と支援が重要であり、生徒指導上も十分な配慮が必要であること。

特に、いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題に対しては、表面に現れた現象のみにとらわれず、その背景に障害が関係している可能性があるか否かなど、幼児児童生徒をめぐる状況に十分留意しつつ慎重に対応する必要があること。

そのため、生徒指導担当にあっては、障害についての知識を深めるとともに、特別支援教育コーディネーターをはじめ、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携し、当該幼児児童生徒への支援に係る適切な判断や必要な支援を行うことができる体制を平素整えておくことが重要であること。

(4) 交流及び共同学習、障害者理解等

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む上で重要な役割を担っており、また、障害のない幼児児童生徒が、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。

このため、各学校においては、双方の幼児児童生徒の教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施することなど、一層の効果的な実施に向けた取組を推進されたいこと。

なお、障害のある同級生などの理解についての指導を行う際は、幼児児童生徒の発達段階や、障害のある幼児児童生徒のプライバシー等に十分配慮する必要があること。

(5) 進路指導の充実と就労の支援

障害のある生徒が、将来の進路を主体的に選択することができるよう、生徒の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図ること。

また、企業等への就職は、職業的な自立を図る上で有効であることから、労働関係機関との連携を密にした就労支援を進められたいこと。

(6) 支援員等の活用

障害のある幼児児童生徒の学習上・生活上の支援を行うため、教育委員会の事業等により特別支援教育に関する支援員等の活用が広がっている。

この支援員等の活用に当たっては、校内における活用の方針について十分検討し共通理解のもとに進めるとともに、支援員等が必要な知識なしに幼児児童生徒の支援に当たることのないよう、事前の研修等に配慮すること。

(7) 学校間の連絡

障害のある幼児児童生徒の入学時や卒業時に学校間で連絡会を持つなどして、継続的な支援が実施できるようにすることが望ましいこと。

8 厚生労働省関係機関等との連携

各学校及び各教育委員会等は、必要に応じ、発達障害者支援センター、児童相談所、保健センター、ハローワーク等、福祉、医療、保健、労働関係機関との連携を図ること。

参 考 情 報

特別支援教育を推進するために、下記情報を参照されたい。

○ 関係法令・通知等

主な関係法令・通知等は下記のとおりである。

- ・「発達障害者支援法」（平成16年12月10日法律167号）
- ・「発達障害のある児童生徒等への支援について」（平成17年4月1日付け17文科初第211号文部科学省関係局長連名通知）
- ・「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」（平成17年12月8日中央教育審議会答申）
- ・「学校教育法施行規則の一部改正等について」（平成18年3月31日付け17文科初第1177号文部科学省初等中等教育局長通知）
- ・「学校教育法等の一部を改正する法律」（平成18年6月21日法律第80号）
- ・「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について」（平成18年7月18日付け18文科初第446号文部科学事務次官通知）
- ・「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備について」（平成19年3月30日付け18文科初第1290号文部科学事務次官通知）

○ ガイドラインの活用

教育委員会及び学校が、発達障害のある児童生徒への教育支援体制を整備する際には、文部科学省において作成した下記ガイドラインを参照されたい。このガイドラインには、校長、特別支援教育コーディネーター、教員等が具体的に行うべきことについても収録されている。

- ・「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/01/04013002.htm

○ インターネットによる情報

文部科学省及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の刊行物やホームページなどで提供する情報についても、下記により適宜参照されたい。

- ・文部科学省特別支援教育関係ホームページ
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm
- ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所ホームページ
<http://www.nise.go.jp/>
<http://www.nise.go.jp/portal/index.html>

3 平成19年度特別支援教育体制整備状況調査結果（公立学校）

文部科学省では、全国の公立学校における特別支援教育体制の整備状況を把握するため、各年9月1日現在で以下の項目について実施状況等を調査しています。平成18年度からは、公立幼稚園・高等学校も調査の対象になりました。本県における調査結果は以下のとおりです。

なお、本年度から調査方法が若干変わったため、過年度データと単純に比較しにくい項目もありますが、平成19年度分の数値については、従来と同様、全公立学校数に対する割合で算出してあります。

項 目	学 校 種		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
①校内委員会の設置状況	幼	設置済み				31.6%	60.6%
		設置予定				5.1%	16.0%
	小	設置済み	76.8%	82.0%	90.2%	98.1%	100%
		設置予定	2.3%	2.4%	3.0%	1.2%	0%
	中	設置済み	71.1%	84.4%	87.9%	96.2%	100%
		設置予定	3.3%	3.7%	4.2%	3.4%	0%
高	設置済み				17.6%	66.6%	
	設置予定				2.4%	11.1%	
②実態把握の実施状況	幼	実施済み				54.1%	83.0%
		実施予定				12.2%	設問なし
	小	実施済み	46.1%	46.3%	66.6%	83.6%	95.7%
		実施予定	14.4%	19.4%	18.5%	12.0%	設問なし
	中	実施済み	41.4%	46.7%	59.6%	74.7%	92.9%
		実施予定	16.5%	24.8%	20.0%	23.0%	設問なし
高	実施済み				17.6%	21.0%	
	実施予定				2.4%	設問なし	
③コーディネーターの指名状況	幼	指名済み				27.6%	52.1%
		指名予定				6.1%	20.2%
	小	指名済み	1.0%	35.7%	54.0%	95.8%	100%
		指名予定	0.0%	5.1%	12.5%	2.9%	0%
	中	指名済み	0.7%	46.3%	60.8%	94.0%	100%
		指名予定	0.0%	6.7%	10.6%	3.4%	0%
高	指名済み				4.7%	65.4%	
	指名予定				0.0%	9.9%	
④個別の指導計画作成状況	幼	作成済み				2.0%	7.4%
		作成予定				4.1%	11.7%
	小	作成済み	8.2%	8.8%	16.4%	25.6%	57.4%
		作成予定	9.2%	18.2%	27.8%	22.1%	11.8%
	中	作成済み	5.1%	6.3%	9.8%	21.1%	44.0%
		作成予定	6.6%	20.0%	29.1%	18.1%	16.9%
高	作成済み				0.0%	3.7%	
	作成予定				1.2%	0.0%	

	学校種		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
⑤個別の教育支援計画策定状況	幼	策定済み				1.0%	6.4%
		策定予定				4.1%	6.4%
	小	策定済み	0.0%	0.2%	6.7%	10.5%	30.7%
		策定予定	0.0%	9.6%	28.8%	26.1%	22.0%
	中	策定済み	0.0%	2.2%	7.9%	13.2%	29.3%
		策定予定	0.0%	23.7%	26.4%	20.0%	23.3%
高	策定済み				0.0%	6.2%	
	策定予定				0.0%	0.0%	
⑥巡回相談員の活用状況	幼	活用済み				48.0%	57.4%
		活用予定				6.1%	6.4%
	小	活用済み	1.0%	9.8%	25.3%	58.9%	79.2%
		活用予定	0.0%	0.0%	18.4%	17.5%	7.2%
	中	活用済み	0.7%	11.9%	22.6%	50.6%	67.7%
		活用予定	0.7%	0.0%	14.3%	18.5%	2.5%
高	活用済み				10.6%	30.9%	
	活用予定				12.9%	14.8%	
⑦専門家チームの活用状況	幼	活用済み				6.1%	9.6%
		活用予定				0.0%	2.1%
	小	活用済み	1.0%	9.8%	12.1%	13.0%	9.5%
		活用予定	0.0%	0.2%	8.1%	4.4%	1.9%
	中	活用済み	0.7%	11.9%	15.5%	15.5%	8.3%
		活用予定	0.7%	0.0%	10.6%	6.0%	2.3%
高	活用済み				0.0%	8.6%	
	活用予定				5.9%	3.7%	
⑧特別支援教育に関する研修受講状況	幼	受講者数				134人	114人
	小	受講者数				4190人	4732人
	中	受講者数				1462人	1854人
	高	受講者数				486人	555人

学校数 (学校基本調査による。 休校は除く)	学校種	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
	幼稚園				98園	94園
	小学校	596校	594校	593校	593校	587校
	中学校	273校	270校	265校	265校	266校
	高等学校				85校	81校

【補足】

④ 個別の指導計画の作成状況

当該児童生徒が在籍し、通常の学級において個別の指導計画を作成している学校の割合

小学校：60.3%

中学校：30.4%

⑤ 個別の教育支援計画の策定状況

当該児童生徒が在籍し、通常の学級において個別の教育支援計画を策定している学校の割合

小学校：37.9%

中学校：22.4%

4 LD・ADHDを対象とする通級による指導

文部科学省「就学指導資料（補遺）」及び「通級による指導の手引」を基に、内容を一部修正

1 LD又はADHDのある児童生徒に対する通級による指導

通級による指導を行うに当たっては、特別支援学校の学習指導要領における自立活動を参考にした指導を中心にしながら、LD又はADHDの特性や、児童生徒一人一人の個別の教育的ニーズに十分配慮することが大切である。

実際の指導では、指導の目標や内容・方法等を踏まえ、必要に応じて、個別指導やグループ別指導を適切に組み合わせて行うことが求められる。加えて、障害の状態の改善又は克服を目的とした指導と、各教科の補充指導について、それらを適切に組み合わせて行うことが効果的である場合には、適切な配慮の下に実施することが大切である。また、LD又はADHDのある児童生徒については、月1単位時間程度の指導も十分な教育的効果が認められる場合があることから、一人一人の状態に応じて、適切な指導時間数を設定することが重要である。

2 LDの主な特性に即した指導方法については、次のとおりである。

(1) 指示を理解するための指導（聞く）

指示が理解できない場合には、注意が集中できないのか、聞いただけでは理解できないのかなど、その要因を明らかにした上で、以下のような指導方法を組み合わせることが必要である。

- ア 聞くことが重要なポイントとなるようなことば遊びをする。
- イ 絵や具体物などの視覚的な補助を工夫する。
- ウ 文字による指示を組み合わせる。
- エ 話の中から重要な部分を聞き取る練習をする。
- オ 言語習得器を使用するなどして、聞き取る練習をする。
- カ 復唱、聴写等をする。

(2) 筋道立てて話すための指導（話す）

伝えたいことを相手にうまく伝えられない場合には、その要因を明らかにした上で、以下のような指導方法を組み合わせることが必要である。

- ア 話すことが重要なポイントとなるようなことば遊びをする。
- イ 絵を見て話をする。
- ウ 「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「どうする」等の項目に沿って話をする。
- エ 話す内容をカードに書き、話すポイントを確認する。
- オ 聞き手と話し手を決め、交互に話す。

(3) 文字や文章を音読する能力を高めるための指導（読む）

音読が苦手な場合には、聴覚的処理（文字を音声等に変換すること）に困難がある場合と、視覚的処理（視覚的な情報をとらえること）のいずれに問題があるのかを明らかにした上で、以下のような指導方法を組み合わせることが重要である。

- ア 音声等を視覚的にとらえる練習をする。
- イ 文字を含んだ単語全体として覚える。
- ウ 漢字カルタや特殊音節（「きゃ・きゅ・きょ」「しゃ・しゅ・しょ」「あった・きった」等の特殊音節を含む）カルタを活用して読む練習をする。

- エ パソコンの漢字の学習ソフトを活用して、読む練習をする。
- オ 綴りが同じでも発音が異なる英単語の一覧表を活用して、読む練習をする。

(4) 文字や文章を読み理解する能力を高めるための指導（読む）

音読が苦手な場合には、文章の内容の把握ができていないか、文章中の指示語の理解ができていないか、説明文と物語文のどちらの音読が苦手かなど、そのつまずきのレベルや要因を明らかにした上で、以下のような指導方法を組み合わせることが必要である。

- ア 児童生徒の興味・関心のある題材の読解に取り組む。
- イ 短い文章の読解に取り組む。
- ウ 読んで大切な部分に印を付けたり、線を引いたりする練習をする。

(5) 文字を正確に書く能力を高めるための指導（書く）

文字を正確に書くことが苦手な場合には、適切な文字を思い出すことができないのか、細かい部分を書き違えるのか、同じ音の漢字や形が似ているアルファベットと間違えるのかなど、そのつまずきのパターンを把握した上で、以下のような指導方法を組み合わせることが必要である。

- ア 漢字の成り立ち等の付加的な内容について学習する。
- イ 形の似ている漢字やアルファベットを見比べて、どこが違うのかを指摘する。
- ウ 漢字を含んだ短い文章を作成し、その文章全体を覚える。
- エ 書く動作に馴染むため、手先だけでなく、腕全体を使って書く。
- オ 文章や文字をなぞって書く。
- カ パソコンや電子辞書を使用して、書く練習をする。

(6) 作文を書く能力を高めるための指導（書く）

作文の指導においては、以下のような指導方法を組み合わせることが必要である。

- ア 他の人が書いた作文を読み、必要に応じて書き加えたり、不必要な部分を削除したりする推敲課題に取り組む。
- イ 「いつ」「どこで」「誰が」「何をして」「どう思ったか」等の項目ごとに文章を書き、その後話し合いながら内容をふくらませていく。
- ウ 文型や表現のモデルを提示して、書く練習をする。
- エ テーマ作文と自由作文を組み合わせながら、興味・関心のあることについて作文を書く練習をする。

(7) 計算する能力を高めるための指導（計算する）

計算に困難さがある場合には、数の概念の未熟さ、記憶力の弱さ、視覚認知面の課題、思考力の弱さなどの要因が考えられる。つまずきの要因を明らかにした上で、以下のような指導方法を組み合わせることが必要である。

- ア 絵カード等を活用して位取りの理解を進める。
- イ 位取りのマスを書き込んだり、補助線を入れたりして、計算の練習をする。
- ウ 繰り上がりや繰り下がりの考え方について、具体物等を活用して理解する。
- エ 筆算の際に小さな矢印を書き入れ、手順を確認しながら計算する。
- オ 計算のやり方を文章に表す（口頭で説明する）など言語化してみる。
- カ 買い物ごっこ等の場面を想定しながら、実際に計算してみる。

(8) 算数（数学）の文章を含む課題に取り組む能力を高めるための指導（計算する・推論する）

算数（数学）の文章題が苦手な場合には、文章中にある条件を記憶する力や、示されている条件をもとに立式する思考力に弱さがあるのかなど、その要因を明らかにした上で、以下のような指導方法を組み合わせることが必要である。

- ア 文章題を図示する。
- イ 何を求められているかなどの文章題のポイントを見つけ、印を付ける。
- ウ 文章題における各場面の要点を確認し、文章題全体のストーリーを作る。
- エ 自分で文章題を作り、解く練習をする。

(9) 図形を含む課題に取り組む能力を高めるための指導（推論する）

図形を含む課題が苦手な場合には、視覚認知能力や空間操作能力、器具の扱いに困難があるのかなど、その要因を明らかにした上で、以下のような指導方法を組み合わせることが必要である。

- ア 間違い探しや同じ図形探し等により、基本的な図形を学習する。
- イ 図形の特徴や操作の手順を言語化する。
- ウ 棒を使っていろいろな形を作ったり、仲間分けをしたりする。
- エ 立方体や球等に実際に触れて、その形を実感する。
- オ 立体の体積を求める場合、積み木を並べ、量感をつかむ。

(10) 位置や空間を把握する能力を高めるための指導（推論する）

位置や空間を把握することが苦手な場合には、自分を取り巻く空間で身近な物の位置関係をどの程度把握しているかを明らかにした上で、以下のような指導方法を組み合わせることが必要である。

- ア 縄のはしごを床に置いてそれを渡ったり、狭い場所を通り抜けたりするサーキットトレーニングを行う。
- イ 投げられたボールを取ったり、よけたりする。
- ウ 型はめパズルをやったり、積み木で形を作ったりする。
- エ 学校周辺の地図を作り、それを見てオリエンテーリングをする。

(11) 各教科の補充指導

児童生徒の状態等に応じ、LDの状態の改善・克服を図る特別の指導のほか、各教科の補充的な学習をすることも効果的である場合がある。これは、障害のない児童生徒に対して一般的に行われる個別指導での「発展的な学習」や「補充的な学習」とは異なり、LDが原因となって各教科につまずきが見られる場合に、各教科の補充指導を行うものである。

例えば、特異な認知の仕方に応じた指導方法の工夫や、苦手な能力を他の能力で補完する手法の工夫（例：文字による伝達を音声による伝達に替える）などを行って、各教科の補充指導を実施することなどが考えられる。

(12) その他の指導

LDに起因する上記の困難は、それ自体に留まらず、場合によっては、それらが複合化されて他の様々な困難へ結び付くことがある。例えばソーシャルスキルの習得、コミュニケーション能力の発揮や対人関係の形成等における困難となって現れる場合があり、これらに対応することも重要である。

また、LDにより自己評価の低下がみられる場合等においては、LDの理解や、それに伴う自己認知や自己有能感の向上という視点も大切である。これらの内容を取り出して特別に指導することや、様々な指導の中で配慮することなど児童生徒の実態に応じて工夫することが必要である。

3 ADHDの主な特性に即した指導方法については、次のとおりである。

(1) 不注意な間違いを減らすための指導（不注意）

不注意な間違いが多い場合には、他の刺激に影響を受けやすいのか、視線を元の位置に戻し固

定できないなど視覚的な認知に困難があるのか、僅かな情報で拙速に判断してしまうのか、自分の行動を振り返ることが苦手なのかななどの要因を明らかにした上で、以下のような指導方法を組み合わせることが必要である。

- ア すぐに必要のない情報は少なくし、いくつかの情報の中から必要なものに注目する練習をする。
- イ 様々な情報を集め、総合的に判断する練習をする。
- ウ 自分の不注意による間違いに自ら気付いたときの様子を思い出し、反すうする。
- エ どのようにすれば不注意な間違いを少なくすることができるかについて、場面ごとに考察する。

(2) 注意を集中し続けるための指導（不注意）

一つのことに注意を集中することが難しい場合には、他に注意を引くようなものが近くにあるのか、どのくらいの時間で注意の集中が難しくなるのか、教科や活動による違いはあるのかなど、困難の状況や要因を明らかにした上で、以下のような指導方法を組み合わせることが必要である。

その際、一つの課題をいくつかの段階に分割したりして、視覚的に課題の見通しを確認できるようにすることや、窓側を避け、黒板に近い席に座らせるなどの集中しやすい学習環境を整えるといった配慮をする。

- ア グループ指導において課題に注意を集中することを学習する。
- イ 様々なタイプの課題を組み合わせるなどして、継続して取り組めるようにする。
- ウ 作業時間を少しずつ伸ばしていく。
- エ タイマーや砂時計などを使って、終了の目安を視覚的に確認する練習を行う。

(3) 指示に従って、課題や活動をやり遂げるための指導（衝動性・多動性）

指示に従えず、また、課題や活動を最後までやり遂げられない場合には、指示の具体的な内容が理解できていないのか、課題や活動の取組の仕方が分からないのか、集中できる時間が短いのかなど、その要因を明らかにした上で、以下のような指導方法を組み合わせることが必要である。

- ア 日常生活に沿った場面を設定し、実際に課題を体験する。
- イ 文字で確認するなどして、指示が具体的に何を指しているのか、何をすべきなのかを考える習慣を身に付ける。
- ウ 指示が分からなかったり、指示どおりにできなかったりしたときに、助けを求める習慣を身に付ける。
- エ 指示に従えなかったり、仕事を最後までやり遂げなかったりすることによって、他の人に迷惑を掛けてしまうことを体感する。

(4) 忘れ物を減らすための指導（不注意）

忘れ物が多かったり、日々の活動で忘れっぽい場合には、興味のあるものとないものなどの事柄、または日常的に行うものとそうでないものなどの注意の選択に偏りがあるのか、あるいは、些細な刺激であってもその影響を受けやすいのか、注意を集中する時間が短いのかなど、その要因を把握した上で、以下のような指導方法を組み合わせることが必要である。

その際、家庭と連携しながら決まりごとを理解させ、その決まりごとを徹底することにより定着を図る。

- ア 自分に合ったメモの仕方を学習する。
- イ 忘れやすいものを所定の場所にあらかじめ入れておくことを学習する。
- ウ 忘れてしまったことによる自分や他者への影響について考える。
- エ 忘れ物をしてしまった場合の対処の仕方を学習する。

(5) 授業中に着席できるための指導（衝動性・多動性）

授業中や座っているべきときに席を離れてしまう場合には、課題の内容がよく分からないのか、他に興味のある課題があるのか、ルールを守る意識が弱いのかなど、その要因を明らかにした上で、以下のような指導方法を組み合わせることが必要である。

ア グループ指導の場面を活用し、ルールを守ることの必要性や守ることの大切さ等について学ぶ。

イ あらかじめ授業の流れを把握させておき、授業中に残りの時間がどれくらいあるかを知る練習をする。

(6) 最後までよく話を聞いたりするための指導（衝動性・多動性）

質問が終わらないうちに出し抜けて答えてしまう場合には、自己の欲求をうまくコントロールできないのか、自分の行動が他者にどのように受け止められるかを理解できないのかなど、その要因を明らかにした上で、以下のような指導方法を組み合わせることが必要である。

ア グループ指導の中で、指名されてから答えるというルールを学び、そのルールの必要性を学ぶ。

イ 考えをメモしたり、頭に留め置く練習をする。

ウ ロールプレイを取り入れ、自分の行動が相手にどのような印象を与えるのかについて実感する。

(7) 順番を待ったり、他の人がしていることをさえぎったりしないための指導

順番を待つことが難しかったり、他の人がしていることをさえぎったりしてしまう場合には、決まりごとは理解しているのか、理解しているのに行動や欲求のコントロールができないのか、自分の行動を振り返ることが難しいのかなど、その要因を明らかにした上で、以下のような指導方法を組み合わせることが必要である。

ア 他の人がしていることのじゃまをしてはいけないというルールを知る。

イ ロールプレイを取り入れ、相手の表情や気持ちを考える。

ウ ビデオを用いて、自分自身の行動や周囲の状況を振り返る（モニタリング）。

エ 何かやりたいときに手を挙げたり、カードを指示させたりする。

(8) 各教科の補充指導

児童生徒の状態等に応じ、ADHDの状態の改善・克服を図る特別の指導のほか、各教科の補充的な指導を学習をすることも効果的である場合がある。これは、障害のない児童生徒に対して一般的に行われる個別指導での「発展的な学習」や「補充的な学習」とは異なり、ADHDが原因となって各教科の学習につまずきがみられる場合に、各教科の補充指導を行うものである。

(9) その他の指導

ADHDに起因する社会的活動や学校生活を営む上での困難は、それ自体に留まらず、場合によっては、それらが複合化されて他の様々な困難へ結び付くことがある。例えば、ソーシャルスキルの習得、コミュニケーション能力の発揮や対人関係の形成等における困難となって現れる場合があり、これらに対応することも重要である。例えば、相手の行為に対して怒りの感情が生じたときに、自分の気持ちを適切に伝えたり、その感情を抑制したりするための方法を教え、練習しておくことは、対人関係を良好に保つ上で効果的である。

また、ADHDにより自己評価の低下がみられる場合等においては、ADHDの理解や、それに伴う自己認知や自己有能感の向上という視点も大切である。これらの内容を取り出して特別に指導することや、様々な指導の中で配慮することなど、児童生徒の実態に応じて工夫することが大切である。

5 特別支援教育に関する保護者への啓発資料（かこしまの教育No. 53より）

（ 略 ）

〔引用・参考文献〕

小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）：文部科学省	平成16年 1 月
今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）：特別支援教育に関する調査研究協力者会議	平成15年 3 月
特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）：中央教育審議会	平成17年12月
小・中学校等における校内支援体制の確立をめざして：鹿児島県教育委員会	平成18年 3 月
一人一人に応じた支援をめざして：鹿児島県教育委員会	平成19年 3 月
特別な教育的ニーズにこたえる総合的な支援体制の在り方に関する研究：鹿児島県総合教育センター	平成20年 3 月
就学指導資料（補遺）：文部科学省	平成18年 7 月
改訂版 通級による指導の手引：文部科学省／第一法規	平成19年 1 月
特別な教育的支援が必要な子どものためのガイドブック：佐賀県教育委員会	平成17年 3 月
特別支援教育充実ガイド：京都府教育委員会	平成19年 3 月
高等学校におけるLD・ADHD・高機能自閉症等のある生徒の理解と支援のために：大阪府教育委員会	平成18年 3 月
支援の手引き～幼稚園版～：大分県教育センター	平成19年 4 月
みんなで支える特別支援教育（高等学校教員のために）：青森県教育委員会	平成19年 4 月
効果的な個別の指導計画の作成：海津亜希子／指導と評価	平成19年12月
小・中学校等における「個別の教育支援計画」の策定と活用：全国特別支援学校長会・全国特別支援学級設置学校長会	平成19年 4 月
学級担任の特別支援教育：河村茂雄／図書文化	平成17年11月
発達障害のある子の困り感に寄り添う支援：佐藤暁／学研	平成16年 8 月

特別支援教育の手引 3

幼稚園から高等学校までの 特別支援教育体制の整備をめざして

発行 平成20年3月

発行者 鹿児島県教育庁義務教育課

TEL:099-286-2111（内線 5296）

FAX:099-286-5669

E-mail:tokubetusien@pref.kagoshima.lg.jp